

被 害 者 等 支 援 計 画

平成27年8月

京成バス株式会社

1. はじめに

お客様の死傷を伴う大規模な事故・災害（以下、「事故」という）が発生した場合、被害に遭われた方やそのご家族等に寄り添い、継続して支援を行うために、以下のとおり「被害者等支援計画」を定めます。

尚、当該事故は災害対策基本法に定める「災害」に該当する大規模事故を基本的に想定しております。

本計画は、国土交通省の「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に則り定めたものです。

2. 被害者等支援の基本的な方針

当社では、安全・安心を第一に行動し、事故の撲滅に取り組むために「安全理念」を定めています。

●安全理念

・安全性の優先

私たちは、安全を優先し、事故の撲滅に取り組みます。

・関係法令の遵守

私たちは、輸送の安全に関する関係法令を遵守し、死亡・重大事故「0」を目指します。

・事故に係る数値目標の達成

私たちは、事故防止に係る数値目標を設定し、目標達成に向けて実施計画を遂行します。

・安全の推進と継続的改善

私たちは、輸送の安全確保に向けた取組みの推進と継続的な改善に努めます。

しかし、万が一人命に関わる事故が発生した場合は、人命の救助及び被害の拡大防止のために迅速に行動するとともに、直ちに経営トップを中心とした、「非常災害対策本部」を設置し、被害に遭われた方やそのご家族等に寄り添い、事故発生後から再び平穏な生活を営むことが出来るようになるまで支援を行ってまいります。

このような基本の方針に基づき、当社では被害に遭われた方やそのご家族等に対する支援について、次のとおり「被害者等支援計画」を策定し、実施してまいります。

3. 被害者等支援の基本的な実施内容

(1) 情報提供

①ご家族等に対する情報提供

被害に遭われた方の情報については、警察、消防及び医療機関等から情報を収集し、被害に遭われた方のご家族等へ提供するよう努めます。尚、既に報道等で被害に遭われた方の情報が公表されている場合においても、当社から直接連絡をするよう努めます。

また、事故の被害に遭われた方のご家族等からのお問い合わせに対応するための「お問い合わせ対応窓口」を設置します。事故現場や搬送先の病院等には担当者を派遣し、現地に向かわれたご家族等からのお問い合わせに対応できるよう努めます。

②被害に遭われた方の情報の取り扱い

被害に遭われた方の情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に取り扱います。ご家族等が被害に遭われた方の情報公開を希望されない場合は、そのご意志に沿った対応を行います。

③被害に遭われた方やそのご家族等へ継続的な情報提供

安否等に関する情報につきましては、被害に遭われた方のご家族等に継続的にお伝えするよう努めます。また、事故原因や再発防止策に加えて、被害者等に対するサポートに関する情報に関しても、「お問い合わせ対応窓口」やホームページ等にて、お知らせするよう努めます。

(2) 事故現場等における対応

①ご家族等の事故現場、待機地点等への案内

事故発生直後に、被害に遭われた方のご家族等が事故現場・待機地点に移動する場合は、その移動や宿泊等について支援に努めます。

②滞在中の支援

被害に遭われた方のご家族等が、事故現場で情報収集等の活動に当たる場合は、ご家族等からのご要望に誠実に対応し、安否確認を行う際の付き添いや、滞在する場合に必要とされる支援に努めます。

(3) 継続的な対応

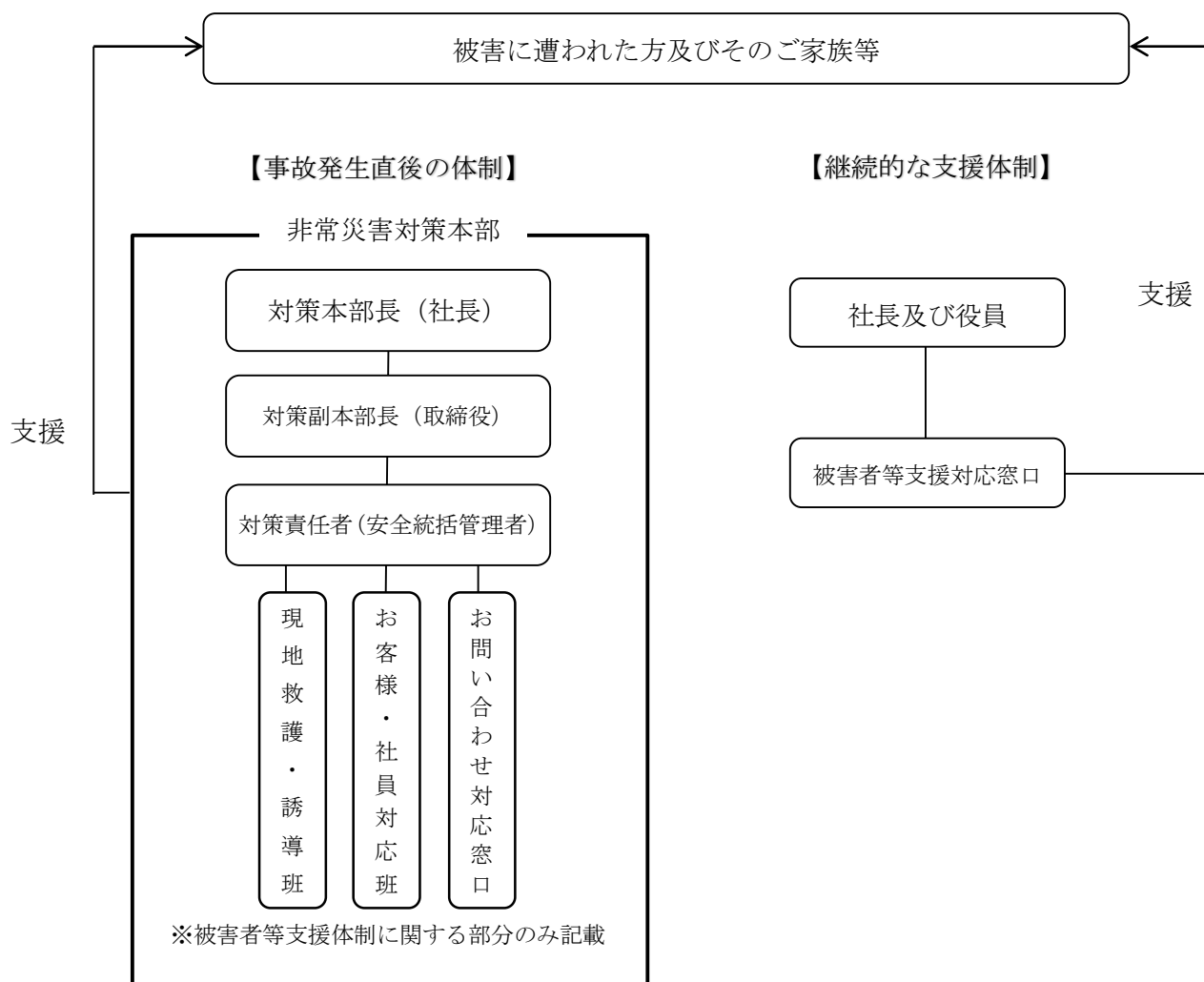
被害に遭われた方及びそのご家族等からのご相談に対しては、「被害者等支援対応窓口」を設置し、継続した対応を行ってまいります。

また、被害に遭われた方及びそのご家族等が、事故後平穏な生活を取り戻すために必

要とされる、心のケア等のサポートについても、関係機関と連携しながら必要な支援に努めます。

4. 被害者等支援体制

(1) 実施体制



(2) 研修・教育・訓練等

被害に遭われた方及びそのご家族等の支援を適切に実施できるよう、社員に対する研修・教育・訓練を計画的に実施してまいります。

以上